

郡山市河内埋立処分場第4期埋立地拡張事業 環境影響評価準備書に対する福島県環境影響評価条例(平成10年12月22日福島県条例第64号)第20条第1項の意見

令和2年2月7日

1 総括的事項

(1) 本事業計画は、郡山市逢瀬町河内地区において既存の一般廃棄物最終処分場の規模を拡張するものであるが、当該処分場は現在、同市内において稼働する唯一の一般廃棄物最終処分場であることを踏まえ、最新の環境対策や施工方法等を積極的に採用することにより、事業の実施による環境への影響を最大限回避及び低減すること。

また、今後、環境への影響をさらに回避又は低減する実用可能な技術が確立された場合や新たな知見が得られた場合には、積極的にそれらの技術等を活用するなど、環境負荷の低減に努めること。

(2) 今後、事業内容を変更する必要性が生じ、当該変更が既存の環境影響評価結果に影響を与える可能性がある場合には、当該変更内容に係る調査、予測及び評価を実施した上で適切な環境保全措置を講じること。

(3) 本事業計画の実施に当たっては、事業の内容や想定される環境影響等について周辺地域住民等に丁寧に説明及び周知し、事業の実施について十分な理解を得るとともに、環境影響評価準備書に記載されているもの及び本意見等を受けて追加する環境保全措置を確実に実施し、その経過や結果を事業者のホームページにおいて公表するなど、積極的な情報公開に努めること。

2 水環境について

(1) 廃棄物最終処分場の稼働により発生する浸出水の処理は、処分場周辺の水環境への影響を低減するために最も重要な工程であるが、従来の生物処理方式では、活性汚泥を構成する微生物に酸素を供給する際、多くの電力が消費される等の課題が挙げられる。このことから、本事業により更新を予定している浸出水処理施設の処理方式の選定に当たっては、浸出水の高度処理と同時に消費電力削減による温室効果ガス排出量の低減に資する、微生物が必要とする酸素量を自動制御により供給する

酸素供給自動制御（AOSD:Automatic Oxygen Supply Device）生物処理法等の先進的なシステムを導入することにより、事業者が推進する「郡山市 SDGs 未来都市計画（令和元年8月）」の取り組みに寄与することが望まれる。

- (2) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準に含まれない項目（塩化物イオン、アンモニア性窒素）についても、必要に応じて下流の公共用水域の水質や底質の状況を確認し、当該処分場の存在による影響の有無を把握すること。

### 3 動植物・生態系について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺では複数種の希少な動植物の生息・生育が確認されるなど豊かな自然環境が存在していることから、必要に応じて専門家の助言を受けながら環境保全措置を確実に実施し、当該区域周辺の動植物の生息・生育環境への影響を最大限回避・低減すること。
- (2) 動植物全般に関する環境保全措置について、できる限り具体的な内容を検討して環境影響評価書（以下、「評価書」という。）に記載すること。

### 4 廃棄物等について

- (1) 工事に伴い発生する伐採木を対象事業実施区域内で再利用する際の具体的な利用方法（処分場内での用途、利用量等）をできる限り明確にして評価書に記載すること。なお、廃棄物の再利用については、現場において必要と認められる量及び用途に限ること。
- (2) 工事に伴い建設発生土が約 200,000m<sup>3</sup>発生し、うち約 10,000 m<sup>3</sup>を処分場内の盛土として再利用する計画であるが、残土 190,000m<sup>3</sup>の具体的な利用方法は検討中とされている。

大量の残土の利用方法が決定するまでには長期間を要することが想定されることから、処分場内で一時的に保管する場合は、降雨等により土砂、濁水や汚水等が対象事業実施区域周辺に流出しないようするための対策を検討し、その結果を評価書に具体的に記載すること。

### 5 その他

- (1) 本事業計画の実施に当たっては、当該区域周辺において多くの車両が走行するこ

とが想定されるため、交通安全対策を十分に検討すること。また対象事業実施区域周辺は農業が盛んな地域であることを踏まえ、農業への影響が生じないように努めること。

(2) 本事業計画の推進に当たっては、本意見を尊重するとともに必要に応じて関係機関と協議すること。

(※参考 事業の概要)

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 事業者の名称   | 郡山市   |
| 2 | 事業の名称    | 郡山市河内埋立処分場第4期埋立地拡張事業                                  |
| 3 | 事業の種類    | 一般廃棄物最終処分場の規模の変更の事業                                   |
| 4 | 事業の規模    | 埋立面積 20,300m <sup>2</sup> 、埋立容量 516,000m <sup>3</sup> |
| 5 | 対象事業実施区域 | 郡山市逢瀬町河内字伏丑 地内  |